

INPIT

# 福島県知財総合支援窓口

相談無料

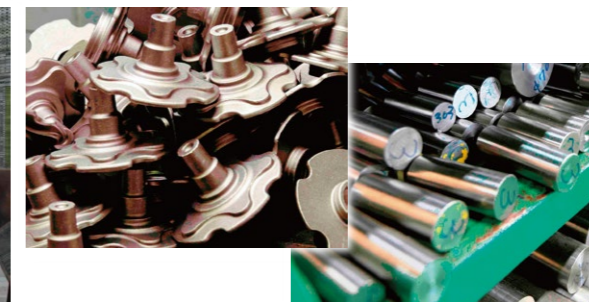
秘密厳守

訪問支援可

専門家活用

## 知恵が企業の未来を創る!

—自社の強みが財を生む—



## まずは、お気軽にご相談ください



☎024-963-0242  
ナビダイヤル 0570-082100

【所在地】〒963-0215  
郡山市待池台1-12 福島県ハイテクプラザ2F  
【FAX】024-963-0264  
【URL】<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/fukushima/>  
【開設時間】8:30~17:15  
毎週月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始を除く)

知財総合支援窓口とは・・・

中小企業や中堅企業等が経営の中で抱える経営課題や、アイデア段階から事業展開までの知的財産に関する課題や相談を、ワンストップで受け付ける相談窓口です

- ・中小企業等を対象にした、知的財産権(特許、実用新案、意匠、商標、著作権など)に関する無料の相談窓口です。
- ・窓口には窓口支援担当者が常駐し、窓口での相談と企業等への訪問相談も行っています。
- ・専門家(弁理士、弁護士など)及び各支援機関と相互に連携し、企業等が抱える課題の解決に向けて、知的財産権の取得や活用方法について、相談・支援を行っています。
- ・専門家(弁理士・弁護士など)による相談会や訪問相談も無料で行っています。

一般社団法人福島県発明協会  
知財総合支援窓口運営業務(独)工業所有権情報・研修館請負事業(R1)

# 知財総合支援窓口

## 窓口支援担当者

- 窓口での相談・支援・課題解決
- 企業訪問による相談・支援・課題解決

窓口の相談  
専門家相談  
無料!

専門的課題

関連する経営課題

## 専門家相談

- 【常設相談会】  
□会場：知財総合支援窓口(福島県ハイテクプラザ)  
・弁理士(原則毎週水曜日・月1回金曜日)  
・弁護士(原則第2・4木曜日)  
【外部窓口相談】  
□会場：福島県商工会連合会 中通り広域指導センター  
・弁理士(原則第1月曜日)  
□会場：いわき産学官ネットワーク協会  
・弁理士(原則第4金曜日)  
【専門家派遣相談：随時】  
弁理士・弁護士・中小企業診断士  
ブランド、デザイン専門家・海外知財プロデューサー など

## 県内専門機関との連携

## 相談・支援内容

- 知財制度概要の説明
- 先行技術調査
- 特許情報活用
- 特許等の要件
- 出願手続方法
- ノウハウの保護方法
- 権利活用  
・実施許諾(ライセンス)  
・契約
- 侵害対応
- 中小企業支援策の紹介
- 海外での権利取得

## 主な支援機関

- 福島県ハイテクプラザ
- 福島県産業振興センター
- 福島県よろず支援拠点
- ジェトロ福島
- 福島県中小企業団体中央会
- ふくしま新産業創造推進協議会
- 郡山地域テクノポリス推進機構
- いわき産学官ネットワーク協会
- 産業サポート白河
- ゆめサポート南相馬
- ふくしま医療機器産業推進機構
- 商工会議所・商工会
- 大学・金融機関など

## 窓口担当者紹介



金澤 延人

kanazawa-nobuto@fukushima-i.org  
知的財産について、分かりやすく丁寧な説明を心掛けております



鈴木 優

suzuki-masaru@fukushima-i.org  
1級知的財産管理技能士  
ビジネスにつながる支援を心がけています



桐生 正人

kiryu-masato@fukushima-i.org  
製造工程、保有技術を見直し、  
自社の強みを一緒に発掘しましょう



田島 隆博

tajima-takahiro@fukushima-i.org  
丁寧な対応で相談者様が抱える  
様々な課題の解決を支援します



桑名 志津子

kuwana-shizuko@fukushima-i.org  
知財を通して皆様の事業活動の  
一助となれるよう、ご支援いたします

## アクセス



## 福島県知財総合支援窓口

所在地 郡山市待池台1-12 福島県ハイテクプラザ 2F  
TEL 024-963-0242 FAX 024-963-0264  
URL <https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/fukushima/>  
駐車場 200台

開設時間 8:30~17:15 毎週月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始を除く)

公共交通  
バス：郡山駅から約45分(710円)  
タクシー：郡山駅から約20分(約3,500円)

一般社団法人福島県発明協会  
(ふくしま知的財産支援センター)



この印刷物は、適切に育まれた森から生まれたFSC®認証紙と、環境にやさしい植物油インキを使用しています。

特許編

201X年Y月3日 株式会社MSS 社長



従来材料の金属には、色々課題があるようだね。樹脂に変更できないかな？特許など知的財産権での保護も検討してくれないか。

今の形状をそのまま樹脂に替えればいいのか？  
知財総合支援窓口にご相談してみるか。



201X年Y月5日 知財総合支援窓口



今の形状のまま、単に材料を替えただけでは、技術的要素が認められないため保護は難しいですね。はたして材料を替えただけで、金属並みの性能を出せるのでしょうか？

では、社内で検討してみます。



201X年Y月10日 株式会社MSS 社内

材料を樹脂に替えただけでは商品としての性能が満たせないな…。どうしよう？



材質、形状、寸法、部品の組合せなどを検討した試作品を作り、評価・検証してみよう！

201X年Y月31日 知財総合支援窓口



使用する材料、形状、寸法、結合方法を検討した結果、金属並みの性能を確保することに成功しました！

先行技術にも同様の技術は公開されていませんね！  
早速、特許出願の支援に入りましょう。



201X年Z月27日 特許登録

商標編

201X年Z月7日 株式会社FSJ 社内



開発テーマ  
新たな監視システムの開発

- ・企画 ○月○日 企画部
- ・設計 ○月○日 設計部
- ・発売 ○月○日 営業部

このシステムは独占したいですね！

どうすればいいのかな？  
知財総合支援窓口にご相談してみよう。

201X年Z月8日 知財総合支援窓口

新たな監視システムを開発しました。この分野では未だ商品化された事例はありません。



先行する技術を調査してみましょう。分野は違いますが、同様の技術が公開されています。このままでは権利化は難しいですね。名称での差別化を検討してみてもいいかがでしょうか？

201X年Z月9日 株式会社FSJ 社内



技術的な保護は難しいか。名称で差別化と言っても…。  
**社内で名称を募集してみよう！**



結構色々応募があったね。おっ！おもしろい名称があったぞ！この名称、商標登録できるかな？

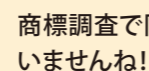


大丈夫！知財の相談窓口がありますから！

201X年Z月27日 知財総合支援窓口



ユニークでいい名称が決まりました。この監視システムを思い描くようなピッタリの名称だと思ってます。商標登録できそうですか？



商標調査で同様の名称は登録されていませんね！  
早速、商標出願をしましょう。



201X年G月16日 商標登録

著作権編

201X年V月5日 ○△○観光協会 社内



観光PR用のイメージキャラクターが完成した。キャラクターを活用したPR方法と保護方法を検討してくれないか。

キャラクターの保護？  
知財総合支援窓口にご相談してみようか。



201X年V月6日 知財総合支援窓口



キャラクターは何で保護されるのでしょうか？着ぐるみとか、絵柄とか…

キャラクターの保護は著作権ですね。創作と同時に発生し、登録の必要もありません。ところで、**著作権者はどなたですか？譲渡契約、使用許諾契約などはお済ですか？**



201X年V月7日 ○△○観光協会 社内

キャラクターは著作物で、著作権との契約が必要のようです。



契約してないとどうなるの？



使用が制限されたり、勝手に改変できないなど、今後の使用に障害が発生する可能性があるようです。著作権者人格権にも留意するようにとのこと。

201X年V月12日 知財総合支援窓口



著作権の譲渡契約を結びたいが、どうすればいいでしょう？

契約内容については、専門家（弁護士）と相談しましょう！  
著作権者人格権の行使に関する条項も含めましょう。



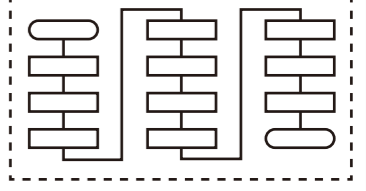
201X年V月25日 譲渡契約締結

営業秘密編

201X年W月8日 株式会社GPX 社内



GPX製造方法の設計



ようやく製造方法の設計が完成したね！

画期的な方法なので、特許権で保護したいね。  
知財総合支援窓口にご相談してみよう。

201X年W月9日 知財総合支援窓口



新たな製造方法が完成しました。特許権で保護したいのですが…可能でしょうか？

特許は出願から1年6月後に公開されてしまいます。  
**公開によりノウハウも開示されます。秘匿化を検討してみてもいいかがでしょうか？**



201X年W月10日 株式会社GPX 社内



確かに公開したくない技術も含まれているな。

でも特許になれば第三者は使えないはずでしょ！



そうだが、**製造方法の侵害を立証するのは、かなり大変みたいだ。**  
特許出願はせず、秘匿化の方向で進めよう！でも、どうすればいいかな？

201X年W月15日 知財総合支援窓口



営業秘密として管理する方法があると聞きました。どのようにするのですか？

営業秘密の要件が3つあります！  
①秘密管理性②有用性③非公知性  
まずは、秘密情報を整理しましょう。設計図、仕様書などは、公証役場で日付の確定を取るというですね。



201X年W月30日 管理規定作成